

# 松伏町国土強靱化地域計画

## 【基本計画編】

令和4年3月

松伏町



# 目 次

<b>第1章 総論</b> . . . . .	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 . . . . .	1
2 計画の位置づけ . . . . .	1
3 計画の構成 . . . . .	2
4 策定の進め方と今後の見直し . . . . .	2
5 計画期間 . . . . .	3
<b>第2章 本町の地域特性</b> . . . . .	<b>4</b>
1 位置及び概況 . . . . .	4
2 自然特性 . . . . .	4
3 社会特性 . . . . .	5
4 想定災害 . . . . .	7
<b>第3章 目標・リスク</b> . . . . .	<b>12</b>
1 基本目標・行動目標 . . . . .	12
2 想定するリスク . . . . .	12
3 リスクシナリオ（想定するリスク・起きてはならない最悪の事態） . . . . .	13
<b>第4章 脆弱性評価とリスク対応方策</b> . . . . .	<b>15</b>
1 脆弱性評価・リスク対応方策の考え方等 . . . . .	15
2 脆弱性とリスク対応方策 . . . . .	16
3 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と対応方策 . . . . .	39
4 施策分野 . . . . .	42
5 リスクシナリオ・施策分野・対応方策の相関表（マトリクス） . . . . .	43
<b>第5章 計画の推進と進捗管理</b> . . . . .	<b>45</b>
1 施策の重点化 . . . . .	45
2 計画の推進と見直し . . . . .	47



# 第1章 総論

## 1 計画策定の趣旨

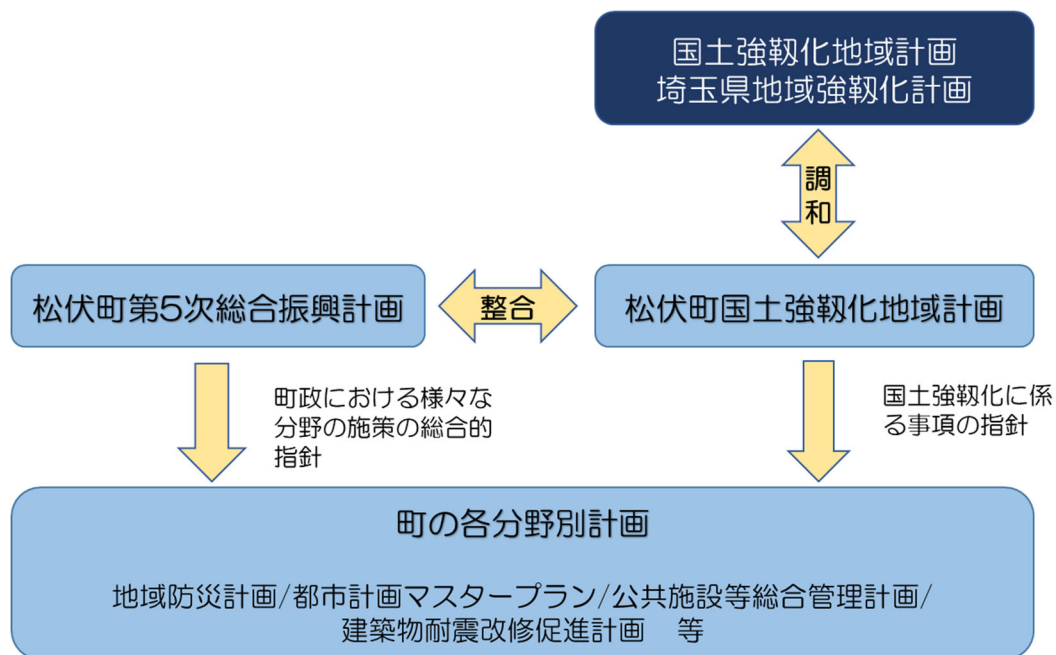
我が国では東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」）」が公布・施行されました。平成26年6月には、国の国土強靱化に係る他の計画の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」）」が策定され、埼玉県では平成29年3月に「埼玉県地域強靱化計画（以下「県計画」）」が策定されています。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」と規定されています。

この規定に基づき、いかなる災害が発生した場合でも町民の生命を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、町民の財産及び公共施設の被害や生活・経済への影響をできる限り軽減し、迅速な復旧・復興を行う「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なまちづくりを進めるため、松伏町国土強靱化地域計画（以下「本計画」）を策定することになりました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、国基本計画及び県計画との調和を保ちつつ、町政における様々な分野の施策実施の総合的な指針となる「松伏町第5次総合振興計画」とも整合を図り、町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。



《国土強靱化地域計画の位置づけ》

### 3 計画の構成

本計画は、「基本計画編」及び「アクションプラン編」の2編で構成されます。主な内容は、次のとおりです。

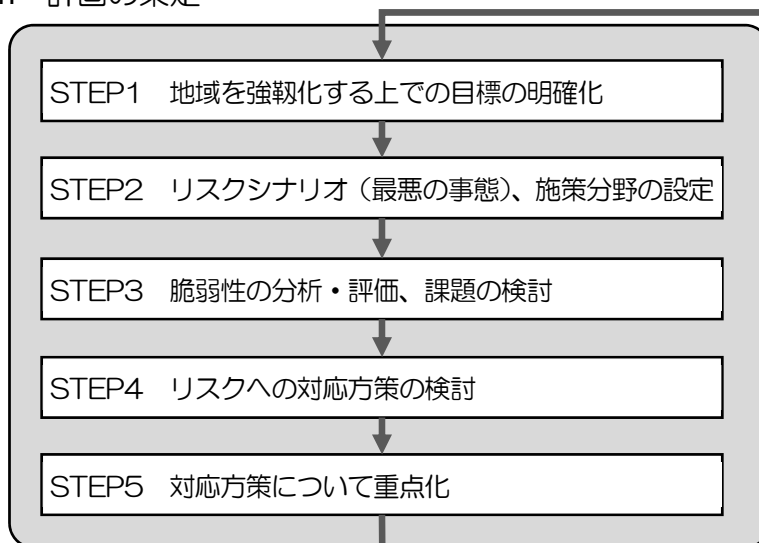
《本計画の構成》

基本計画編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定の趣旨など</li> <li>・本町の地域特性</li> <li>・目標・リスク</li> <li>・脆弱性評価とリスク対応方策</li> <li>・計画の推進と進捗管理</li> </ul>
アクションプラン編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクシナリオに対応する施策及び事業計画</li> </ul>

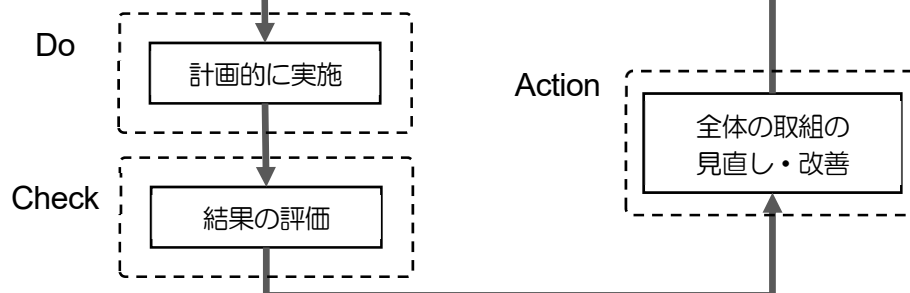
### 4 策定の進め方と今後の見直し

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱地域計画ガイドライン」を参考に、次の手順により本計画を策定しました。また、計画の実施、評価、見直しと改善を一連の流れで行うことで、計画全体の見直しに取り組みます。

#### Plan 計画の策定



#### 《計画策定のプロセス》



《本計画の策定手順及び見直し手順》

## 5 計画期間

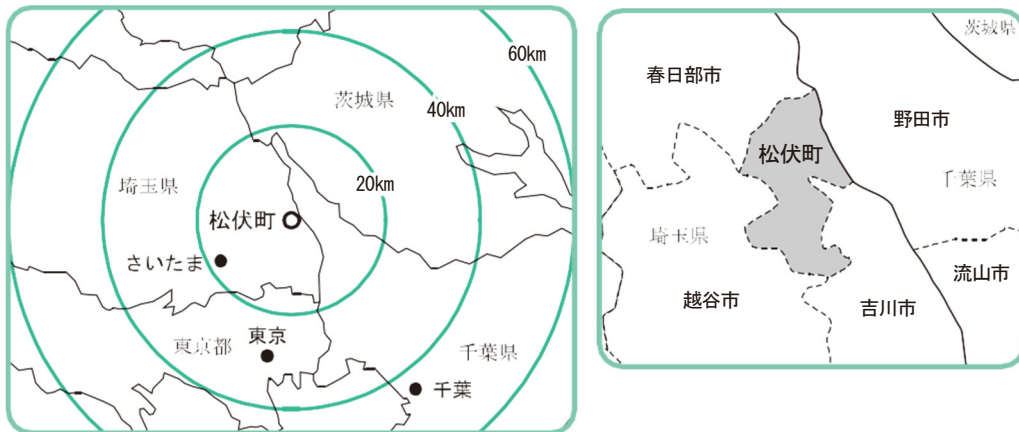
本計画の計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間です。

また、本計画は、町内外における社会経済情勢の変化や、国、県の国土強靱化施策の推進状況等を勘案して、計画期間中でも必要に応じて見直しを行う予定です。

## 第2章 本町の地域特性

### 1 位置及び概況

本町は、埼玉県の東南部に位置し、東西約4km、南北7.5km、総面積16.20km<sup>2</sup>の広さを有しています。町の東は、江戸川を隔てて千葉県野田市、南は吉川市、西は大落古利根川を境に越谷市、北は春日部市と接しており、都心からの距離はおよそ30kmです。



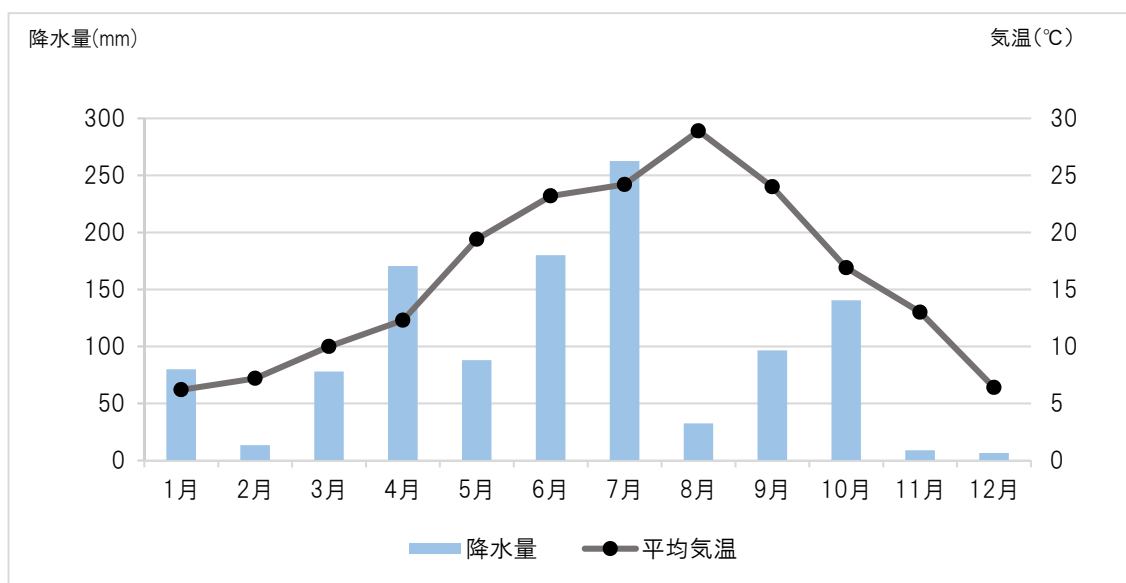
出典：松伏町第5次総合振興計画後期基本計画

《松伏町の位置図》

### 2 自然特性

#### (1) 気候

気候は、気温が年平均16.0℃と比較的温暖で、降雨量は年間約1,200mm程度です。



出典：統計まつぶし（令和3年版）

《気温と降水量の変化（令和2年）》



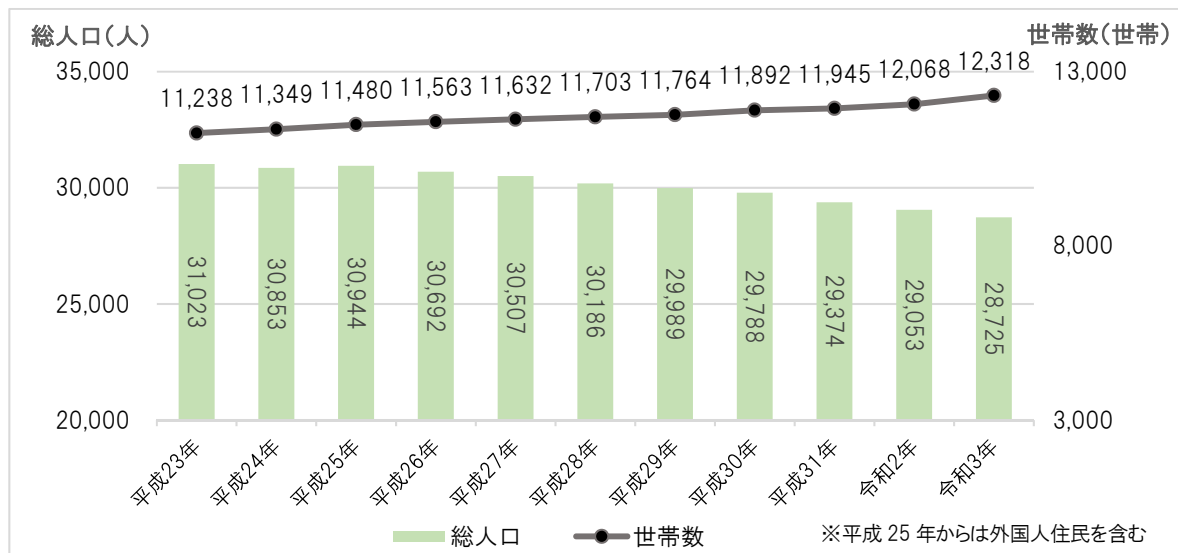
## (2) 地形・地質

本町の地形は、北東部に下総台地の一部である標高約 14m の築比地台地が広がり、その他の大部分は標高 4～6m の低地です。西部の大落古利根川沿いにやや高い自然堤防が発達していますが、その他の大部分は水が溜まりやすい後背湿地になっています。

## 3 社会特性

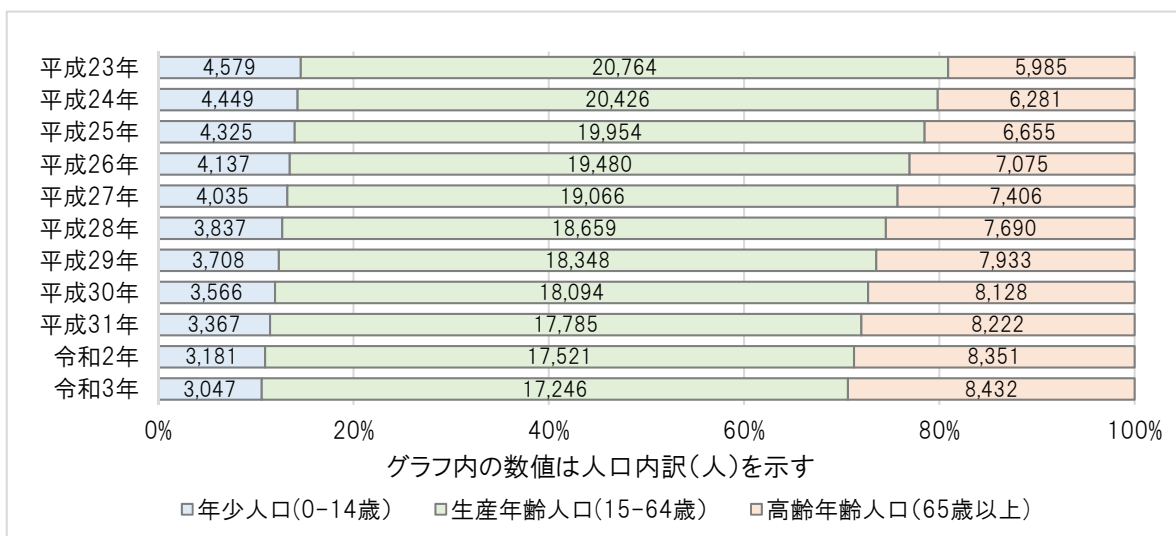
### (1) 人口

本町の総人口は令和 3 年 4 月 1 日現在、28,725 人、12,318 世帯で、1 世帯当たりの人口は 2.3 人です。年齢別人口は令和 3 年 4 月 1 日時点で、年少人口（14 歳以下）は 11%、生産年齢人口（15～64 歳）は 60%、老年人口（65 歳以上）は 29%となっています。町の総人口は平成 22 年より減少傾向が続いており、総人口に対する生産年齢人口及び年少人口の割合が減少し、少子高齢化が進んでいる状況です。



出典：統計まつぶし（令和 3 年版） 6.住民基本台帳人口の推移 （各年 4 月 1 日時点）

### 《総人口及び世帯数の推移》



出典：松伏町年齢別人口集計表（各年 4 月 1 日時点）

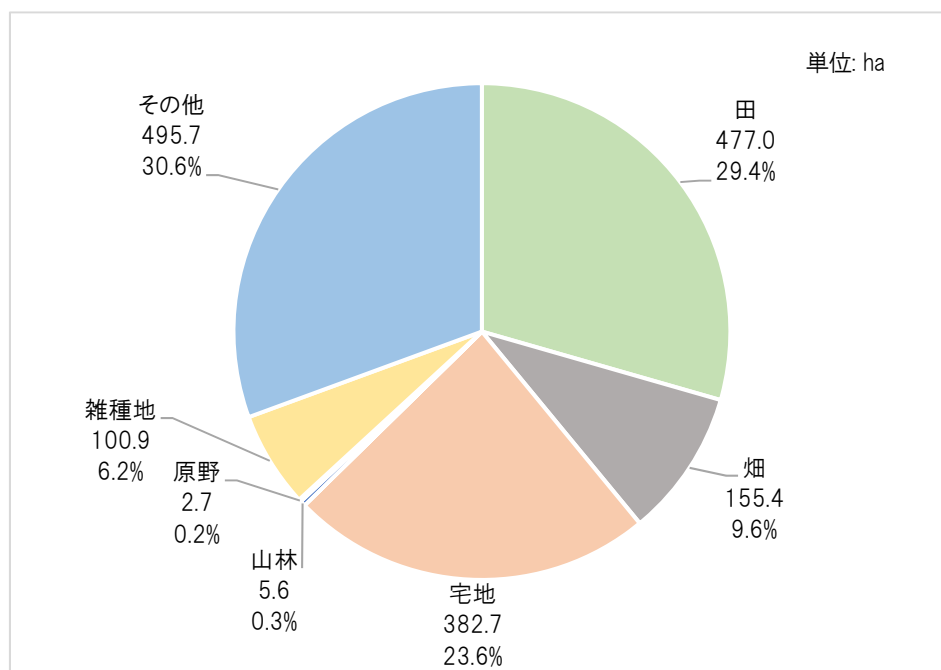
### 《年齢別人口の推移》

## (2) 土地利用

町内の土地利用状況は、令和3年1月1日現在、田及び畑が39.0%と最も多く、次に宅地が23.6%を占めています。

《地目別土地面積（単位 ha）》

総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
1620.0	477.0	155.4	382.7	0.0	5.6	2.7	100.9	495.7



出典：統計まつぶし（令和3年版）

《土地利用の内訳》

## (3) 建物

本町の住宅の耐震化率は、平成30年10月1日時点で92%となっています。また、多数の者が利用する特定建築物のうち、町有建築物の耐震化率は令和2年3月31日時点で100%、民間建築物の耐震化率は95%となっています。

## (4) 道路

町内の南北方向に主要地方道春日部松伏線、主要地方道葛飾吉川松伏線、東西方向に主要地方道野田岩槻線、主要地方道越谷野田線等が通っています。また、南北方向に都市計画道路東埼玉道路、東西方向に都市計画道路浦和野田線（一部供用開始）の整備が計画されています。

## (5) 鉄道・路線バス

町内には鉄道が通っていないため、町内から、東武伊勢崎線（東武スカイツリーラインの北越谷駅、新越谷駅、せんげん台駅）、JR武蔵野線（吉川駅、南越谷駅、越谷レイクタウン駅）、東武野田線（東武アーバンパークラインの愛宕駅、野田市駅）に、民間の路線バス網が整備されています。

## 4 想定災害

本計画では、松伏町地域防災計画において想定されている災害及び被害規模を前提としています。

### (1) 地震災害

埼玉県地震被害想定調査（平成 24・25 年度）では、県内に影響を及ぼす地震として、東京湾北部地震（M7.3）、茨城県南部地震（M7.3）、元禄型関東地震（M8.2）、関東平野北西縁断層帯地震（M8.1）、立川断層帯地震（M7.4）を想定しています。

また、松伏町地域防災計画（震災対策編）における想定地震は、本町に最大の被害が予測されている茨城県南部地震を前提とし、震度及び被害を以下のように想定しています。

《茨城県南部地震の諸元》

緯度	経度	長さ	幅	マグニチュード
北緯 35° 78′	東経 140° 4′	63.64km	31.82km	7.3



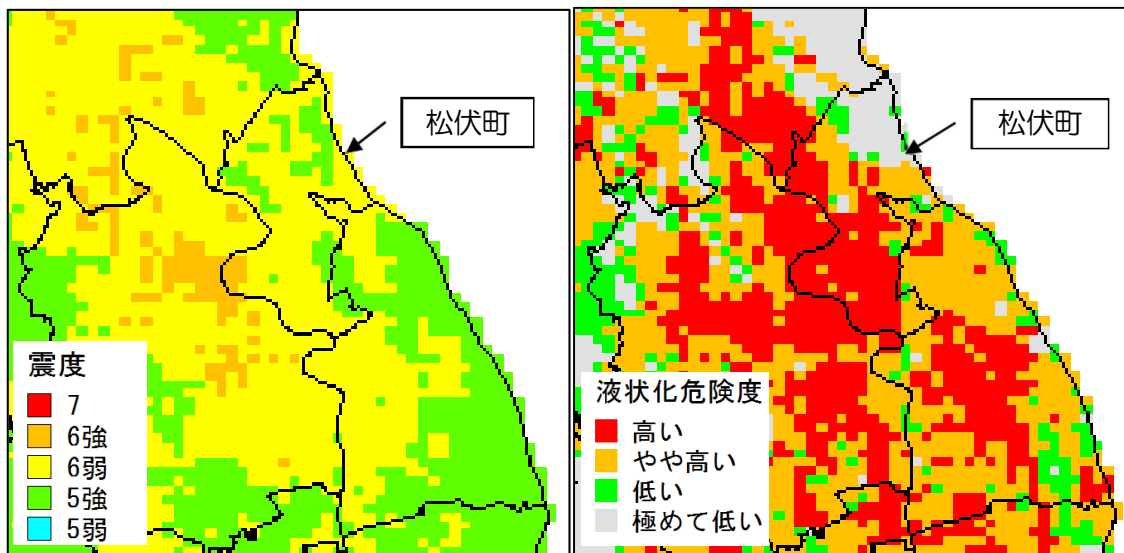
出典: 埼玉県地震被害想定調査報告書

《震源断層の分布》

#### ① 震度・液状化の予測

震度は、本町のほとんどが震度 6 弱及び震度 5 と予測されましたが、大落古利根川沿いの一部で震度 6 強が予測されました。

液状化危険度は、低地で危険度が高い～やや高い、台地は極めて低いと予測されました。



《震度分布図（左） 液状化危険度分布図（右）》

② 被害の予測

被害は、想定される被害が異なる3種類の特徴的なシーン（季節・時刻）のうち、冬18時のケースが最大となりました。

《被害予測結果》

発生条件		冬5時		夏12時		冬18時	
		風速 3m/s	風速 8m/s	風速 3m/s	風速 8m/s	風速 3m/s	風速 8m/s
建物被害	全壊(棟)	259					
	半壊(棟)	754					
火災	全出火件数	0.1		0.3		0.9	
	焼失棟数(棟)	3	3	7	8	25	29
廃棄物(万トン)		6.1	6.1	6.1	6.2	6.5	6.5
電力	停電世帯数(直後)(世帯)	7,877					
	停電人口(直後)(人)	23,534					
	停電率(直後)(%)	75.54					
	停電世帯数(1日後)(世帯)	1,199	1,199	1,202	1,203	1,214	1,217
	停電人口(1日後)(人)	3,582	3,583	3,592	3,594	3,628	3,636
	停電率(1日後)(%)	11.50	11.50	11.53	11.54	11.65	11.67
都市ガス	供給停止件数	1,970					
	供給停止率(%)	100.0					
水道	断水率(%)	27.1					
	断水世帯数(世帯)	2,822					
	断水人口(人)	8,431					

発生条件 被害項目		冬5時		夏12時		冬18時		
		風速 3m/s	風速 8m/s	風速 3m/s	風速 8m/s	風速 3m/s	風速 8m/s	
下水道	被害率(%)	33.0						
	機能支障人口(人)	6,628						
人的被害	死者(人)	4	4	2	2	2	2	
	負傷者(人)	65	65	36	36	40	40	
	うち重傷者(人)	5	5	3	3	3	3	
避難者	1日後(人)	1,068	1,069	1,080	1,083	1,123	1,134	
	1週間後(人)	1,612	1,613	1,623	1,626	1,666	1,676	
	1ヶ月後(人)	1,181	1,182	1,193	1,196	1,236	1,246	
県外への外出者のうち帰宅困難となる町 民(人)※内閣府による帰宅困難率		平日			休日			
		12時		18時		12時		18時
		2,721		2,095		2,507		1,984
避難所避難者のうち要配慮者数(人)		118						
1日あたりし尿発生量(キロリットル)		1.8						

出典:首都直下地震の被害想定項目及び手法の概要～人的・物的被害～  
中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ

## (2) 風水害

本町では、大雨で堤防が決壊したり、水があふれたりする洪水について、国及び県が公表した想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づき、洪水ハザードマップ（2021）を作成しています。対象とした河川は、利根川、江戸川、荒川、中川、大落古利根川、元荒川及び新方川です。想定される被害は以下のとおりです。

### ① 利根川

利根川が氾濫した場合、築比地地区の大部分を除く範囲が浸水想定区域に含まれており、概ね**0.5m**以上の浸水深となっています。浸水深の大きい範囲は町域の南側と北側に分断されており、下赤岩地区、上赤岩地区、田島地区、金杉地区、大川戸地区及び魚沼地区では浸水深が**3.0m**を超える範囲が広がっています。

浸水継続時間は浸水想定区域のほとんどで**24時間（1日）**以上となっており、中川沿いで長い傾向があるほか、松伏地区の大落古利根川沿いでも一部で長い範囲がみられます。浸水継続時間が特に長いのは両河川が合流する付近で、**336時間（2週間）**以上の範囲が広く分布しています。

### ② 江戸川

江戸川が氾濫した場合、築比地地区の一部を除く町内のほぼ全域が浸水すると想定されています。特に江戸川と中川に挟まれた範囲で浸水深が大きく、魚沼地区と金杉地区の大部分と下赤岩地区の中川左岸の多くで**3.0m**を超える浸水が想定されています。浸水継続時間は中川沿いの範囲で長くなっており、概ね**72時間（3日間）**を超える浸水が想定されています。特に中川の右岸側で長い傾向があり、大川戸地区や上赤岩地区の中川沿いでは**168時間（1週間）**を超える

範囲が多くみられます。このほか、松伏地区の大落古利根川沿いでも一部で長い範囲がみられません。

### ③ 荒川

荒川が氾濫した場合、中川の右岸沿いを中心に浸水が発生すると想定されています。大川戸地区、田島地区、ゆめみ野東地区及び上赤岩地区と下赤岩地区の中川沿いに想定浸水深が**0.5m**以上の範囲が広がっています。松伏地区は中川沿いのほかに大落古利根川沿いでも浸水が想定されており、大落古利根川側の浸水想定区域は、田中地区や上赤岩地区にも広がっています。一方、中川左岸の各地区では浸水は想定されていません。

浸水継続時間は、浸水想定区域の多くで**24時間（1日）**以上となっており、中川と大落古利根川の合流部付近では**72時間（3日間）**を超える地区が広がっています。

### ④ 中川・大落古利根川

中川（国管理区間）が氾濫した場合、中川の右岸を中心に浸水が想定されていますが、下流側の下赤岩地区では中川の両岸とも浸水すると想定されています。また、松葉地区、ゆめみ野地区、ゆめみ野東地区、田中地区及び松伏地区の大落古利根川沿いでも、一部に浸水範囲がみられます。これらの地区と上流側の大川戸地区では想定浸水深が概ね**0.5m**未満となっていますが、その他の地区は**0.5m**以上となっています。

浸水継続時間は**72時間（3日）**以上となっている範囲が多く、特に中川と大落古利根川の合流部付近でその傾向が強く見られますが、より上流側の田島地区の中川沿いを中心に、**168時間（1週間）**以上、浸水が継続する範囲もあります。

中川（県管理区間）が氾濫した場合、中川沿いを中心に、築比地地区と大落古利根川沿いの一部を除くほぼ全域が浸水すると想定されています。浸水想定区域の多くで**0.5m**以上の浸水となっており、一部では**3.0m**を超える範囲もあります。この場合の浸水継続時間は概ね**72時間（3日間）**以上となっています。

大落古利根川が氾濫した場合、中川の右岸沿いを中心に浸水が想定されており、大落古利根川沿いは、田中地区から松伏地区を中心に川沿いでの浸水がみられるものの、その他は一部を除いて川沿いでの浸水は発生しない想定となっています。これらの河川沿いを中心に**0.5m**以上の浸水となる範囲が多く、その周囲を**0.5m**未満の範囲が取り囲んでいます。浸水継続時間は概ね**72時間（3日）**以上となっていますが、大落古利根川沿いの浸水想定区域ではそれよりも短い範囲も多くあります。

### ⑤ 元荒川

元荒川が氾濫した場合、松伏地区及び田中地区の大落古利根川沿いを中心とした範囲と、下赤岩地区から田島地区にかけての中川沿いを中心とした範囲で浸水が発生すると想定されています。両者はゆめみ野地区、ゆめみ野東地区及び松葉地区を取り囲むように分布しており、結果としてこれらの地区を除く町域南部の広い範囲が浸水想定区域となっています。ただし、中川の左岸側は浸水しないものとされています。

浸水想定時間は、大落古利根川沿いで**24時間（1日）**以上、中川沿いでは、河道近くでは**12時間**以上、それ以外では**12時間**未満となっています。

### ⑥ 新方川

新方川が氾濫した場合の浸水想定区域は元荒川の浸水想定区域と相似しますが、範囲はそれよりも狭くなっています。特に中川沿いでその傾向が強く、浸水想定区域の分布範囲は下赤岩地区

と上赤岩地区に限られます。浸水継続時間は、大落古利根川沿いで**72時間（3日）**以上、中川沿いでは**24時間（1日）**以上の地区が多くみられます。

# 第3章 目標・リスク

## 1 基本目標・行動目標

本町は江戸川、大落古利根川、荒川等に囲まれており、かつては浸水による被害に何度も遭ってきました。また、今後発生が予想されている茨城県南部地震においては、甚大な被害が想定されています。

こうした自然災害から町民の生命と財産を守り、また経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復できる「強さとしなやかさ」への備えを、平常時から構築することが必要です。

国土強靱化地域計画は、基本法第14条で、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならぬ」と規定されています。これを踏まえ、本計画の策定においては、国基本計画及び県計画との整合を図り、以下の4つの「基本目標」を定めています。

### 《基本目標》

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 地域及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定してより具体化し、達成すべき目標として、次の8つの「事前に備えるべき行動目標」を設定しました。

### 《事前に備えるべき行動目標》

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 2 想定するリスク

国基本計画、県計画では、「大規模自然災害全般」を想定するリスクとしています。

本計画においても、松伏町地域防災計画で想定している「茨城県南部地震」での被害及び台風等に伴う大雨、強風等による被害等の「大規模自然災害全般」を想定するリスクとしました。



### 3 リスクシナリオ（想定するリスク・起きてはならない最悪の事態）

策定にあたり、本町の地域特性及び本計画が想定するリスクを踏まえ、8つの「事前に備えるべき行動目標」に対して37の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定しました。

なお、設定に当たっては、国基本計画で設定された45の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」と県計画で設定された37の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」及び「インパクトフロー（被害の伝播を整理するフローチャート）」を参考にしています。

《リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）》

事前に備えるべき行動目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

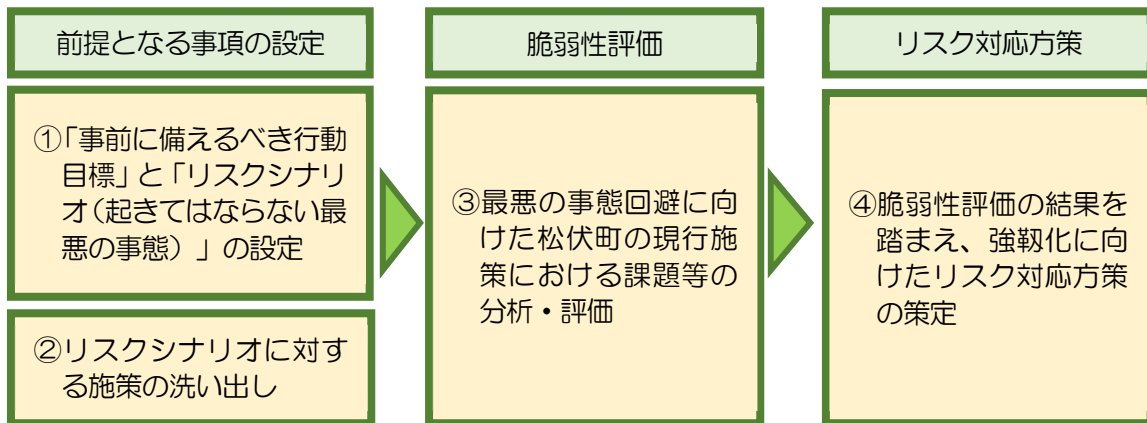
事前に備えるべき行動目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
		5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
		5-6	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	調整池、防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-5	農地等の被害による国土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

# 第4章 脆弱性評価とリスク対応方策

## 1 脆弱性評価・リスク対応方策の考え方等

第2章に掲げた本町の地域特性等を踏まえ、大規模自然災害に対して本町が抱える課題や脆弱性（弱点）を洗い出すとともに、現行施策について分析・評価し、リスク対応方策の検討を行いました。

また、効果的な取組を推進するため、以下の手順で脆弱性評価、リスク対応方策の検討を実施しました。



《脆弱性評価・リスク対応方策検討の手順》

## 2 脆弱性とリスク対応方策

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの脆弱性評価結果とリスク対応方策及びその考え方は以下のとおりです。

### (1) 事前に備えるべき行動目標 1 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

##### ① 一般建築物の耐震化

###### 脆弱性評価

- 住宅や多くの者が利用する民間建築物の耐震化率は90%（令和2年度時点）を超えていますが、同年度の目標値である100%には達していません。災害時には、老朽化した建物等の倒壊による死傷者の発生、避難路の閉塞等のおそれがあるため、「松伏町建築物耐震改修促進計画」に基づき、引き続き耐震化を促進する必要があります。
- 地震時には、住宅内における家具の転倒により死傷者が発生するおそれがあるため、家具の転倒防止対策の推進が必要です。



###### リスク対応方策

- 住宅の耐震化対策として木造住宅の無料耐震診断を実施します。診断の結果、耐震化が必要とされた旧耐震基準の住宅には、耐震診断及び耐震改修の重要性の説明とあわせて耐震化に関する補助制度を紹介します。
- 多くの者が利用する民間の建築物については、建物の所有者に耐震化に関する相談窓口を紹介するほか、必要に応じて関連する融資制度等の情報提供を行います。
- 地震時の家具の転倒を防ぐため、家具や電化製品の固定を促すためのリーフレットを配布し、町民の防災意識の普及啓発を図るとともに、家具転倒防止器具購入費等補助事業において支援を行います。
- 県と建設業関係団体とが連携した、専門家による相談、見積及び施工を安心して依頼できる「家具固定サポーター登録制度」を活用し、町民の家具固定化の取組を支援します。

##### ② 公共建築物の耐震化等

###### 脆弱性評価

- 町の公共建築物の耐震化率は平成23年度末時点で100%となっています。多くの者が利用する公共建築物は、災害時に指定避難所等の拠点施設となるため、「松伏町建築物耐震改修促進計画」に基づき、引き続き耐震性の確保を行うことが必要です。



###### リスク対応方策

- 経年により低下する建築物の耐震性を確保するため、過去に耐震診断を行った公共建築物についても、必要に応じて耐震診断を実施します。また、計画の対象となっていない建築物においても、耐震化に努めます。

### ③ 耐震化の周知

#### 脆弱性評価

- 建築物の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修に関する補助制度などの情報を、所有者へ広く周知する必要があります。
- 町民の防災意識の向上を図るため、地震発生時の想定被害を示した「地震ハザードマップ」を用いて、町内の建物倒壊などの危険性について町民へ周知する必要があります。



#### リスク対応方策

- 町は建築物の耐震化に関する相談窓口を設置するとともに、町広報紙及び町ホームページへの掲載等による広報活動を通じて、耐震診断及び耐震改修に関する情報の周知・啓発を所有者へ行います。
- 地震による建物倒壊などの危険性を町民へ周知するため、町ホームページに掲載するとともに、掲載内容について定期的な見直しを実施するよう努めます。

### ④ 空家対策

#### 脆弱性評価

- 大規模地震発生時、老朽化した空家は倒壊による避難路の閉塞、火災延焼の要因となるおそれがあります。これらの被害を最小限に留めるため、町内の空家について適切な対策を図ることが必要です。



#### リスク対応方策

- 町は「松伏町空家等対策計画」に基づき、空家の所有者へ空家の適切な管理が行われるよう啓発活動を行います。また、空家等に関する総合窓口を町に設けるとともに、相談内容に応じて担当課や協定締結団体と調整することで、適切な空家対策が実施されるよう努めます。

## 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

### ① 消防力等の充実強化

#### 脆弱性評価

- 地域の災害対策の中核となる消防団について、災害時の消防力の維持及び強化のため、団員となる人材の採用と育成が必要です。また、災害時の活動に必要な消防車両及び資機材を整備する必要があります。
- 火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備を行う必要があります。



#### リスク対応方策

- 吉川松伏消防組合と連携し、消防団の人員の確保に努めるとともに、団員の人材育成を図ります。また、活動に必要な消防車両及び消防資機材等の計画的な整備に努めます。
- 吉川松伏消防組合と連携し、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の計画的な整備及び消防施設の適切な維持管理を推進します。

## ② 建築物の不燃化等の促進

### 脆弱性評価

- 災害時に大規模火災が発生するリスクを防除するため、幹線道路の沿道や密集市街地については、建築物の不燃化等を通じた防火対策を図る必要があります。



### リスク対応方策

- 町は幹線道路の沿道や密集市街地に対し、都市計画法に基づく「防火地域」・「準防火地域」の指定を推進し、建物の不燃化等を通じた防火対策を促進します。

## ③ 学校・事業所における防災教育

### 脆弱性評価

- 災害時に児童・生徒が適切な行動を取れるよう、学校における防災教育を通じて、防災意識の向上を図る必要があります。また、災害時に児童・生徒に適切な指導がとれるよう、教職員の危機管理能力の向上を図ることが必要です。
- 事業所における防災意識を高めるため、事業所に対する防災知識の普及・啓発を促進することが必要です。



### リスク対応方策

- 防災意識の全校的な高揚を図るため、児童・生徒に対する避難訓練の実施、防災教育拠点での体験学習、AED 研修等の実施等を実情に応じて実施します。また、教職員に対し、災害時の教職員のとるべき行動、児童生徒に対する指導、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図ります。
- 町は吉川松伏消防組合と連携し、まつぶし出前講座や防火管理者講習会等を通じて、事業所や防災上重要な施設等の従業員に対する防災教育を推進します。

## 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

### ① 治水対策施設の整備

#### 脆弱性評価

- 大雨による市街地の浸水等を防ぐため、公共下水道雨水幹線の整備や維持管理を実施するとともに、排水ポンプの設置を推進する必要があります。また、河川の氾濫等による大規模な水害を防ぐため、国や県による河川の改修事業を促進し、治水対策を図る必要があります。



#### リスク対応方策

- 松伏町地域防災計画の水害等予防対策に基づき、公共下水道雨水幹線の維持管理に努め、排水ポンプの設置などにより、内水対策に努めます。
- 国や県による河川改修事業の促進を図ります。また、河川への雨水流出量の抑制のため、遊水機能を有する農地の保全や、公共施設における透水性舗装の活用、雨水貯留・浸透施設の整備を進め、浸水被害の抑制に努めます。

## ② 災害情報の共有と町民への適切な提供

### 脆弱性評価

- 災害発生時、町内の災害情報や避難指示等を町民へ確実に発信できるよう、様々な通信手段の活用を検討する必要があります。



### リスク対応方策

- 防災行政無線や町ホームページ以外にも、登録者へ防災情報を配信するメール配信サービス（マップメール）や、ソーシャルネットワーキングサービス等の様々な媒体を活用し、災害時における町民への情報提供手段の充実を図ります。

## ③ 要配慮者の避難支援体制の整備

### 脆弱性評価

- 災害が発生した場合は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者への支援が必要になります。特に、避難に際しては、災害時に自ら避難することが難しい避難行動要支援者について、「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援体制を整える必要があります。
- 町は「避難行動要支援者名簿」を基に、自治会や自主防災組織と連携し、要配慮者の個別避難計画の作成を促進する必要があります。



### リスク対応方策

- 災害発生時における要配慮者の安否確認や救助活動等に資するため、「避難行動要支援者名簿」を作成し、定期的に更新するよう努めます。
- 「避難行動要支援者名簿」を基に、自治会や自主防災組織と連携し、要配慮者の個別避難計画の作成を促進します。

## ④ 水害に関する知識の普及

### 脆弱性評価

- 大雨により河川が氾濫した際に町民が適切な行動を取れるよう、浸水想定区域や指定避難場所等を記載した洪水ハザードマップ等を作成し、水害に関する知識の普及を促進する必要があります。



### リスク対応方策

- 洪水ハザードマップや内水ハザードマップを作成し、町のホームページでの公表や、世帯への配布等を通じて、町民の水害に対する知識の向上を促進します。また、作成したハザードマップの更新を定期的に行うよう努めます。
- まつぶし出前講座等を通じて、町民一人ひとりの防災行動計画を表すマイ・タイムラインの作成を促進し、災害による被害を最小限に抑えるよう努めます。

## (2) 事前に備えるべき行動目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### ① 緊急輸送道路の整備

##### 脆弱性評価

- 町内における効率的な緊急輸送を行うため、災害危険性の分布や地域の現況等に基づいて、県の緊急輸送道路と防災活動拠点等を結ぶ道路を、緊急輸送道路として整備する必要があります。



##### リスク対応方策

- 県の緊急輸送道路と防災活動拠点等を結ぶ都市計画道路浦和野田線及び都市計画道路東埼玉道路を緊急輸送道路として指定し、耐震性の向上等を図ります。
- 緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や瓦礫等の障害物の発生を抑制するとともに、応急対策上重要な箇所や、大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行います。

#### ② 食料・物資等の供給体制の整備

##### 脆弱性評価

- 町には現在 14 の防災倉庫がありますが、さらなる整備が必要です。
- 食糧備蓄品、生活必需品や衛生用品などの避難所生活を想定した物資について、備蓄を進める必要があります。
- 災害時に食料、生活必需品について流通備蓄の優先的供給を受けられるように、流通業者と協定締結を進める必要があります。



##### リスク対応方策

- 防災備蓄倉庫の整備をさらに進めます。
- 地域の防災活動拠点である小・中学校等での備蓄を進めます。特に、乳児や高齢者等の要配慮者及び女性に配慮した物資等についても備蓄します。
- 関係機関等と災害時協定締結を進めます。

#### ③ 非常用電源や代替エネルギーの確保

##### 脆弱性評価

- 指定避難所等には停電対策を取る必要がありますが、非常用発電機が未装備です。



##### リスク対応方策

- 太陽光発電など、再生可能エネルギーの普及に向けた取組を関係機関と連携して推進します。
- 指定避難所等には、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入等）を含む停電対策に努めます。



#### ④ 給水体制の整備

##### 脆弱性評価

- 災害によって上水道施設が被害を受けると、一般世帯のみならず緊急を要する医療機関や福祉施設等も断水することになります。越谷・松伏水道企業団と協力し、応急給水活動が迅速にできるよう備える必要があります。
- 応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行い、資機材を有する他の機関の協力を得るなどの事前対策を講じておく必要があります。
- 浄水場から離れていて給水活動が困難になると予想される避難場所には、耐震性貯水槽を整備する必要があります。現在、松伏町では耐震性貯水槽が設置されているのは松伏会館 1 箇所です。



##### リスク対応方策

- 越谷・松伏水道企業団と協力し、応急給水資材整備・調達の計画を策定します。応急給水資材整備・調達計画に基づき、応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行い、資機材を有する他の機関の協力を得るなどの事前対策を講じます。
- 浄水場から離れている避難場所には、耐震性貯水槽を整備します。
- 越谷・松伏水道企業団は、災害発生時の協力体制を関係団体間で構築するため、(公社)日本水道協会及び全国水道企業団協議会と相互応援協定を締結します。また、災害発生時に埼玉県を送水管を応急給水拠点として活用するため、埼玉県企業局と「応急給水装置の貸与及び使用に関する確認書」を締結し、応急給水体制の強化を図ります。
- 越谷・松伏水道企業団は、既存の協定を基に、今後も関係団体との連携強化に取り組みます。
- 越谷・松伏水道企業団と協力し、日ごろから地元自治会向けに耐震性貯水槽の操作講習を行うなど、地域に根差した応急給水体制を構築します。
- 越谷・松伏水道企業団が実施する「応援要請・応援受入マニュアル」の内容を取り入れた訓練をはじめ、無線通信訓練や情報伝達訓練などに協力します。
- 耐震性貯水槽の操作方法訓練を越谷・松伏水道企業団と合同で実施します。更に自治会等が主催する防災訓練などへの、越谷・松伏水道企業団の積極的な参加を促進し、飲料水の備蓄の必要性や貯水槽の仕組みなどの啓発を進めます。

#### ⑤ 災害時救援物資集積場所の確保

##### 脆弱性評価

- 災害時の輸送及び連絡が迅速に行われるよう、災害時救援物資集積場所をあらかじめ定めておく必要があります。
- その所在地、経路等について県に報告しておく必要があります。



##### リスク対応方策

- 便利かつ管理が容易な施設(建築物)の中から災害時救援物資集積場所を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告します。

## ⑥ 石油類燃料の調達・確保

### 脆弱性評価

- 災害時に特に重要な施設への石油類燃料の供給ができるよう準備する必要があります。



### リスク対応方策

- 災害時に特に重要な施設で、町が指定する施設に対する石油類燃料の供給ができるよう、石油類燃料販売業者との協定締結に努めます。

## ⑦ 家庭内備蓄の推進

### 脆弱性評価

- 災害発生当初の食料、物資の家庭内備蓄及び事業所での備蓄の必要性について、啓発する必要があります。



### リスク対応方策

- 災害発生当初の食料、物資の家庭内備蓄の必要性について、広報まつぶし、防災パンフレット等で、町民への啓発活動を行います。家庭内備蓄の目標は、最低3日分（可能な限り7日以上）とします。
- 事業所についても食料、必需品を備蓄するように広報します。

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### ① ヘリコプター臨時離着陸場の整備

#### 脆弱性評価

- 道路等の被害や浸水により輸送が不可能な場合に備え、ヘリコプターによる輸送を確保する必要があります。



#### リスク対応方策

- ヘリコプターによる輸送を確保するため、ヘリコプター臨時離着陸場を選定します。

## 2-3 自衛隊、警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### ① 防災用資機材の備蓄

#### 脆弱性評価

- 災害時の救助救急対策のため、町の備蓄倉庫等に救助救急用資機材の整備を行う必要があります。



#### リスク対応方策

- 吉川松伏消防組合及び町は、救助救急対策のため、消防署、消防団器具置場及び備蓄倉庫等に救助救急用資機材を整備します。

## ② 自主防災組織の充実強化

### 脆弱性評価

- 地震・風水害・火災などの大規模な災害が発生した場合には、町や消防署・防災機関だけでは対応しきれない可能性があります。そのような事態で被害の拡大を防止・軽減するには、町民による初期の防災活動が最も効果的です。現在、松伏町では22の自主防災組織が結成されています。
- それらの自主防災組織を強化するため、防災資機材の貸与やリーダーの育成に努めるとともに、災害時の初期医療をより円滑に行うため、自主防災組織の自主救護能力の向上も促進する必要があります。
- 自主防災組織等が、地域コミュニティにおける共助による防災活動を推進するため、地域の防災活動等を取りまとめた地区防災計画の作成を促進する必要があります。



### リスク対応方策

- 自治会等を単位に自主防災組織が結成されていない地域の組織化を促進します。
- 「松伏町自主防災組織運営補助金要綱」に基づいて、防災知識の普及、防災訓練の実施等の防災活動を行う自主防災組織に対し補助金を交付するほか、防災資機材を貸与します。
- 県や関係団体の主催する自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等に参加を募る等、リーダーの育成に努めます。
- 「地区防災計画ガイドライン」（平成26年3月、内閣府）等の資料を自主防災組織等に提供し、地区防災計画の作成を支援します。
- 災害時の初期医療をより円滑に行うため、地域の自主防災組織の救命講習等を実施し、自主救護能力の向上を図ります。

## ③ 防災知識の普及

### 脆弱性評価

- 災害発生時に町民が適切な対応行動を取れるよう、町民の防災意識の高揚を図り、防災に関する知識の普及・啓発を図る必要があります。



### リスク対応方策

- 防災に関する知識を掲載したパンフレットの作成や、ホームページ、広報紙等への掲載を行い、普及に努めます。また、防災に役立つ設備・機器、映像資料を整備し、希望する団体、個人に貸出しを行います。
- 関係課及び関係機関と連携を図り、防災に関する講演会・研修会・出前講座を開催します。
- 町民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及・啓発を図ります。
- 防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めます。

## ④ 消防指令業務の広域化

### 脆弱性評価

- 消防行政の効率化や災害対応力の強化を図る観点から、指令センターの共同運用に関する調査研究を進め、消防指令業務の広域化（近隣消防本部等との共同運用で指令センターを運用）を検討する必要があります。



#### リスク対応方策

- 埼玉県消防広域化推進計画(平成31年改訂)に基づき、近隣消防本部等と共同運用で指令センターを運用することについての検討を行います。

- ⑤ 消防力等の充実強化 (再掲 p17 1-2①)
- ⑥ 学校・事業所における防災教育 (再掲 p18 1-2③)
- ⑦ 防災訓練の実施

#### 脆弱性評価

- 災害時応急対策活動や災害時の避難指示等が円滑に実施されるため、活動の習熟、組織間の連携体制の確立・強化を図るとともに、地区の防災訓練への指導が必要です。
- 江戸川堤防の決壊が想定されるため、水防訓練の実施が必要です。町民への啓発のほか、隣接している他市町村、他都道府県等との連携を図る必要があります。



#### リスク対応方策

- 町は、町、関係機関及び町民が一体となった総合的な防災訓練や、警察署、吉川松伏消防組合、松伏町消防団及びその他の団体の参加する避難訓練(年1回以上)、さらに松伏町消防団と協力し、江戸川水防事務組合の水防計画に基づき水防訓練をそれぞれ実施します。
- 吉川松伏消防組合及び松伏町消防団の協力のもと、自治会、自主防災組織を単位とする地区の防災訓練を指導します。

### 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

#### ① 帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援

#### 脆弱性評価

- 地震等の大規模災害が発生した場合、バス等の交通機関の運行が途絶し、外出先で足止めされることとなります。帰宅が可能となるまで待機場所がない者が発生する可能性があるため、町民への啓発のほか、隣接している他市町村、他都道府県等との連携を事前に図る必要があります。
- 帰宅困難者が一時的に滞在できる施設を準備し、必要な物資を備蓄しておく必要があります。



#### リスク対応方策

- 交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練を実施し、町民への啓発を促進するほか、隣接している他市町村、他都道府県等との連携を図り、帰宅困難者に対する総合的な支援方策の検証を進めます。
- 町は一時的待機施設を指定し、可能な限り飲料水、食料等の必要な物資を備蓄します。

#### ② 食料・物資等の供給体制の整備 (再掲 p20 2-1②)

## 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### ① 傷病者搬送体制の整備

#### 脆弱性評価

- 災害時に傷病者を迅速かつ的確に医療機関に収容する必要があるため、医療機関の被害状況や、空き病床数等が把握できるよう、災害時医療情報体制や医療機関との連絡体制を確立することが必要です。同時に、地域ごとにおよその搬送順位や道路被災を考慮した搬送経路を検討する必要があります。
- 大規模災害時には、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者が多数発生するため、効率的な出動体制・搬送体制を整備する必要があります。



#### リスク対応方策

- 吉川松伏消防組合及び町は、救助救急対策のため、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に収容するために必要な医療機関の被害状況や、空き病床数等が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立します。
- 地域ごとに医療機関の規模、位置及び診療科目等を基におよその搬送順位や道路被災を考慮した搬送経路を検討します。
- ヘリコプター離着陸場や離着陸スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立します。
- 大規模災害時に多数発生する重篤救急患者に備え、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備します。

### ② 初期医療体制の整備

#### 脆弱性評価

- 町は吉川松伏消防組合、吉川松伏医師会、松伏町歯科医師会、埼玉県薬剤師会、医療機関等と協議し、災害初期の医療体制を速やかに立ち上げられるよう、計画を定めておく必要があります。



#### リスク対応方策

- 町は吉川松伏消防組合、吉川松伏医師会、松伏町歯科医師会、埼玉県薬剤師会、医療機関等と協議し、救護所の設置、救護班の編成と出動、自主防災組織の救護体制、医薬品の確保等について計画を定めます。

## 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### ① 下水処理施設の整備・維持管理

#### 脆弱性評価

- 地震の揺れや液状化による下水道施設の被害を軽減するため、老朽化した施設や管路耐震化を図る必要があります。



#### リスク対応方策

- ポンプ場や管路等影響が特に大きいと考えられる施設や、緊急輸送道路下の管きよの耐震化を推進します。

### ② 感染症予防のための各種健（検）診や予防接種の推進

#### 脆弱性評価

- 災害時には衛生状態が悪化し感染症が拡大する可能性が高くなるため、感染症予防知識を町民に広く啓発し、感染拡大を抑制する必要があります。



#### リスク対応方策

- 日ごろから各種健（検）診や予防接種の普及を図るとともに、感染症予防知識の啓発活動に努めます。

## 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### ① 指定避難所の整備

#### 脆弱性評価

- 災害時に町民が避難する指定避難所について、良好な生活環境が保てるよう、避難所設備の整備及び強化を図る必要があります。



#### リスク対応方策

- 指定避難所等の耐震改修を行い、安全を確保します。
- 指定避難所等において被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つような設備の整備に努めます。
- 指定避難所等に食料の備蓄や必要な資機材、台帳、仮設トイレ等を整備する等、避難所機能の強化を図ります。
- 指定避難所等への入浴施設の設置等、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入等）を含む停電対策に努めます。
- 地域防災計画、避難所運営マニュアル等に従って、町内に所在し災害時に避難所として活用される可能性のある埼玉県有施設を迅速・円滑に避難所として活用できるように、当該施設の管理者等と職員の協力体制、役割分担、通信連絡手段等について毎年度、協議をするよう努めます。

### ② 要配慮者に配慮した避難環境の整備

#### 脆弱性評価

- 避難所において、要配慮者への災害情報の伝達が効果的に行われ、また快適な避難生活を支援できるよう、要配慮者等に配慮した備蓄や避難所の運営計画を策定しておく必要があります。
- 町内の介護・障害者施設と福祉避難所の災害協定を締結し、要配慮者の受入体制を強化し、要配慮者に配慮した避難場所ができるよう整備しておく必要があります。
- それぞれの要配慮者が必要としている援助の内容について避難時の支援者に分かりやすく伝達する方法を用意しておく必要があります。



#### リスク対応方策

- 町は要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリ<sup>①</sup>の設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保等、要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、要配慮者の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定します。
- 町内の介護・障害者施設と福祉避難所の協力に関する災害協定の締結を推進し、要配慮者の受入体制を強化します。
- 要配慮者が必要としている援助の内容が分かる「ヘルプカード（防災カード）」の作成及び配布、日頃からの携帯を周知します。更に、避難所でカードの提示を受ける者に対して、カードを確認することについて周知します。

### ③ 避難所管理・運営マニュアルの作成

#### 脆弱性評価

- 災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、地域の実情に応じた適切なマニュアルを作成しておく必要があります。



#### リスク対応方策

- 災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、町民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努めます。

### (3) 事前に備えるべき行動目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

##### ① 地域防犯体制の充実

###### 脆弱性評価

- 災害時における犯罪を防ぐため、平常時より自主防犯活動団体を中心とする取組を支援し、地域防犯体制の充実を図る必要があります。



###### リスク対応方策

- 自治会等が自主的に行う防犯パトロール等の実施を支援し、平常時より犯罪が起きにくい地域づくりを推進します。また、防犯に対する知識の普及や意識の啓発を図るため、関係機関や関係団体と連携し、防犯教育や広報活動を行います。
- 防犯灯や防犯カメラの設置などを通じて、平常時より地域の防犯体制の充実・強化を図ります。

#### 3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### ① 防災拠点の整備・強化

###### 脆弱性評価

- 防災活動の中核拠点となる庁舎が被災した場合に備え、庁舎の近隣に代替機能を有する防災拠点の整備を行う必要があります。
- 防災拠点となる施設について、防災資機材の整備、備蓄の推進等を行い、防災拠点としての機能の向上を図る必要があります。



###### リスク対応方策

- 災害時に、災害対策本部である庁舎が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応及び業務継続性の確保を図ります。

##### ② 地域防災計画の推進

###### 脆弱性評価

- 災害に対する町の防災力を高めるため、「松伏町地域防災計画」に基づく取組の推進や、制度等の整備・改善等を行う必要があります。



###### リスク対応方策

- 「松伏町地域防災計画」に基づき、引き続き各種マニュアルの作成、防災訓練や災害教訓による取組内容の検証を行い、町の防災力の向上に取り組みます。

##### ③ 公共建築物の耐震化等（再掲 p16 1-1②）



#### ④ 職員の危機対応・危機管理体制の強化

##### 脆弱性評価

- 非常時における町職員の行動を示した「松伏町職員危機管理マニュアル」に基づき、行政自らが被災し、通信や移動が制限されている状況下でも業務が継続できるよう、計画的な研修、訓練を行う必要があります。



##### リスク対応方策

- 町職員に対して「松伏町職員危機管理マニュアル」の周知を徹底するとともに、定期的な見直し・更新に努めます。
- 災害対策本部の防災訓練や、業務継続計画図上訓練を通じて、町職員の危機対応能力の強化を図ります。

#### ⑤ 相互応援体制の構築

##### 脆弱性評価

- 自治体間等で相互に災害応急対策等の協力が積極的に得られるよう、広域的な協定の締結を推進するなど、相互応援体制の構築を図る必要があります。



##### リスク対応方策

- 大規模災害時の応援要請を想定し、近隣及び遠隔地の市町村との相互応援協定の締結に努めます。また、災害時の応援要請手続の円滑化のためのマニュアルの整備、平常時からの訓練、情報交換等を実施します。

#### ⑥ 受援体制の整備

##### 脆弱性評価

- 災害時に他の自治体や消防機関の応援を迅速に受入れるため、受援計画の策定や、町における受入れ体制の整備を図る必要があります。



##### リスク対応方策

- 受援計画の策定や、町における応援隊の受入れ体制等の整備を進め、災害時に外部から必要な支援を迅速に受けるための体制について整備します。

## (4) 事前に備えるべき行動目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### ① 情報収集伝達体制の整備

##### 脆弱性評価

- 災害時には停電のため、電話等の情報通信機器が使えなくなる可能性があります。そのため、災害時に情報収集・伝達が円滑に実施できるよう、町の行政防災無線等の機材について整備し、定期的に保守点検を行う必要があります。



##### リスク対応方策

- 災害時に情報収集・伝達を行うため、防災行政無線、消防団無線、アマチュア無線、タクシー無線、CATV、電子メール等を有効的に活用できるように体制を確立します。
- 災害時の停電や電話が一時的に途絶した場合に備え、デジタル防災行政無線（固定系・移動系）を整備し、定期的に保守点検を行います。

#### ② 情報通信設備の安全対策

##### 脆弱性評価

- 災害時に庁舎の情報通信機器の損傷リスクを抑え、業務継続体制を確保するため、災害情報システムのコンピューターが設置される場所では、機器の安全対策を図る必要があります。



##### リスク対応方策

- 庁舎の耐震化等を進め、災害情報システムのコンピューターが設置される場所では、機器の固定、落下、転倒の危険のあるものの除去等の措置に配慮します。

### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

#### ① 災害情報の共有と町民への適切な提供（再掲 p19 1-3②）

### 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

#### ① 災害情報の共有と町民への適切な提供（再掲 p19 1-3②、p30 4-2①）

#### ② 要配慮者への情報伝達体制の整備

##### 脆弱性評価

- 社会福祉施設等には避難に時間を要する避難行動要支援者も多いため、気象警報等の伝達に遅れが出ないように、情報伝達体制の整備を図る必要があります。



##### リスク対応方策

- 吉川松伏消防組合及び町は、社会福祉施設等を支援するために、あらかじめ通信網の整備等を行い、気象警報等の情報伝達体制の整備を図ります。

## (5) 事前に備えるべき行動目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

#### ① 事業所等の防災体制の充実

##### 脆弱性評価

- 災害時に、事業所が重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）等の策定について、吉川松伏消防組合、松伏町商工会と連携して周知する必要があります。



##### リスク対応方策

- 町は吉川松伏消防組合、松伏町商工会と連携して、事業者に対する事業継続計画（BCP）の策定を啓発し、災害発生後の事業継続及び復旧が可能となるよう、事業所の防災体制の充実を支援します。

### 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

#### ① 非常用電源や代替エネルギーの確保（再掲 p20 2-1③）

### 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

#### ① 事業者による事前対策

##### 脆弱性評価

- 災害時に重要な産業施設等の火災を防ぐため、町は吉川松伏消防組合と連携し、施設の防火対策が適切に図られるよう努める必要があります。



##### リスク対応方策

- 吉川松伏消防組合は事業者の防火管理者に対し、防火管理講習を実施するとともに、防火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検等を指導し、防火管理者制度の推進に努めます。

#### ② 事業所等の防災体制の充実（再掲 p31 5-1①）

### 5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

#### ① 道路施設の整備・耐震化

##### 脆弱性評価

- 災害時における避難路・輸送路を確保するため、老朽化が進む町内の道路施設の定期的な点検及び補修を行い、耐震性の向上を図る必要があります。



##### リスク対応方策

- 「松伏町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁等の道路施設について、引き続き定期的な点検、修繕を実施します。

② 緊急輸送道路の整備（再掲 p20 2-1①）

**5-5 食料等の安定供給の停滞**

① 食料・物資等の供給体制の整備（再掲 p20 2-1②、p24 2-4②）

② 物資・人員の輸送手段の確保

脆弱性評価

- 災害時の応急復旧活動が円滑に行えるよう、災害時における物資・人員の輸送手段の確保について検討する必要があります。



リスク対応方策

- 災害時における物資・人員の輸送のための車両等の調達先や、救援物資等の管理、配送等に関する物流事業者との連携体制の構築を図ります。

③ 農業水利施設の整備及び老朽化対策

脆弱性評価

- 農地への用水の安定供給と排水機能の充実を図るため、老朽化した農業水利施設の整備を行う必要があります。



リスク対応方策

- 老朽化した農業水利施設の長寿命化を図るため、地元の要望や緊急度的な視点に立ち、計画的かつ効率的な点検・修繕を進めます。

**5-6 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響**

① 給水体制の整備（再掲 p21 2-1④）

## (6) 事前に備えるべき行動目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- ① 非常用電源や代替エネルギーの確保（再掲 p20 2-1③、p31 5-2①）

### 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ① 給水体制の整備（再掲 p21 2-1④、p32 5-6①）

### 6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- ① 下水処理施設の整備・維持管理（再掲 p25 2-6①）

### 6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

- ① 道路施設の整備・耐震化（再掲 p31 5-4①）

### 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- ① 下水処理施設の整備・維持管理（再掲 p25 2-6①、p33 6-3①）
- ② 治水対策施設の整備（再掲 p18 1-3①）

## (7) 事前に備えるべき行動目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

#### ① 避難路の整備・確保

##### 脆弱性評価

- 災害時の避難路の閉塞を防ぐため、挟あいな生活道路の拡幅や、老朽化したブロック塀及び空家の適切な管理を促進する必要があります。



##### リスク対応方策

- 平常時より避難路となる道路の拡幅や遊歩道等の整備を進めます。
- 老朽化したブロック塀や空家について、災害時の倒壊により道路を閉塞させるおそれがあるため、適切な管理の必要性について引き続き町民へ周知します。

#### ② 延焼予防

##### 脆弱性評価

- 災害時における市街地の火災延焼を防ぐため、延焼遮断帯となる道路の整備や、公園などのオープンスペースの確保を行う必要があります。



##### リスク対応方策

- 延焼遮断帯となる幹線道路を計画的に整備するとともに、密集市街地における狭あい道路の拡幅を行います。また、市街地の延焼予防のため、公園などのオープンスペースの確保を行います。

#### ③ 空家対策（再掲 p17 1-1④）

#### ④ 建築物の不燃化等の促進（再掲 p18 1-2②）

#### ⑤ 自主防災組織の充実強化（再掲 p23 2-3②）

#### ⑥ 消防力等の充実強化（再掲 p17 1-2①、p24 2-3⑤）

#### ⑦ 消防指令業務の広域化（再掲 p23 2-3④）

### 7-2 沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

#### ① 一般建築物の耐震化（再掲 p16 1-1①）

#### ② 公共建築物の耐震化等（再掲 p16 1-1②、p28 3-2③）

#### ③ 緊急輸送道路の整備（再掲 p20 2-1①、p32 5-4②）

### 7-3 調整池、防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### ① 下水処理施設の整備・維持管理（再掲 p25 2-6①、p33 6-3①、p33 6-5①）

#### ② 治水対策施設の整備（再掲 p18 1-3①、p33 6-5②）

## 7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

### ① 有害物質の流出対策の実施

#### 脆弱性評価

- 大規模な災害等が発生した場合、倒壊建物や事業所等から危険物・有害物質が流出することで、町民の健康への被害や、生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。



#### リスク対応方策

- 災害時における有害物質の流出による公害を未然に防ぐため、関係機関と連携を図りながら、事業所などに対して立入検査や指導を行い、意識啓発を図る必要があります。

## 7-5 農地等の被害による国土の荒廃

### ① 農業水利施設の整備及び老朽化対策（再掲 p32 5-5③）

## (8) 事前に備えるべき行動目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### ① 災害廃棄物の処理体制の整備

##### 脆弱性評価

- 災害の規模により、既存処理施設における処理が困難な場合は、仮設処理施設や県外広域処理体制を構築し、処理を行う必要があります。
- 処理できない大量の災害廃棄物を保管するため、一時仮置き場の用地を確保する必要があります。



##### リスク対応方策

- 災害の規模により、既存処理施設における処理が困難な場合は、仮設処理施設や県外広域処理体制を構築し、処理を行います。
- 処理できない大量の災害廃棄物を保管するため、一時仮置き場の用地を確保します。

### 8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

#### ① 産業を担う人材の育成・確保

##### 脆弱性評価

- 町の主産業である農業について、新規就労者の受入れ等により、平常時より産業の担い手の確保・育成を行う必要があります。



##### リスク対応方策

- 農業の担い手の確保と育成を行うため、平常時より認定農業者、新規就労者等の育成に努めます。

### 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

① 農業水利施設の整備及び老朽化対策（再掲 p32 5-5③、p35 7-5①）

② 治水対策施設の整備（再掲 p18 1-3①、p33 6-5②、p34 7-3②）

### 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

#### ① 文化財保護対策の推進

##### 脆弱性評価

- 災害発生時に文化財が損害を受けないよう、所有者に対して適切な保護・管理を促すとともに、文化財の防災対策に関する知識の普及・啓発活動を推進する必要があります。





### リスク対応方策

- 町内の文化財の被害を防止するため、県教育委員会、吉川松伏消防組合等の関係機関と協力して、所有者、管理者等に対し、次の予防対策を推進します。
  - ① 防火管理体制の整備
  - ② 火気への厳重警戒と発生時の迅速な対応
  - ③ 火災発生時における措置の徹底
  - ④ 警報設備（火災報知器等）の整備
  - ⑤ 消防設備（消火器等）の整備
  - ⑥ その他
    - ア 文化財所有者等との連絡網の整備
    - イ 文化財に対する防災意識の普及を図るための啓発活動
    - ウ 管理・保護についての助言・指導
    - エ 関係者（所有者、管理者）の研修
    - オ 防災施設の整備に対する助成

### ② 自主防災組織の充実強化（再掲 p23 2-3②、p34 7-1⑤）

## 8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

### ① 計画的な土地利用の促進

#### 脆弱性評価

- 大規模災害時は、土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業への着手が遅延するおそれがあるため、平常時より地籍・権利関係調査に取り組む必要があります。



#### リスク対応方策

- 大規模災害後、道路等の基幹インフラの復旧・復興が迅速に実施できるよう、より一層の地籍調査事業を推進し、土地境界等を明確にします。

### ② 仮設住宅の建設候補地の確保

#### 脆弱性評価

- 災害により住宅が被害を受けた町民を対象に、応急仮設住宅を準備する必要があります。その建設用地を確保するため、候補用地を事前に選定する必要があります。



#### リスク対応方策

- 応急仮設住宅適地の基準に従い適地調査を実施し、公有地及び私有地の中から必要戸数を確保できる用地を事前に選定します。私有地については、地権者等との協定を結ぶ等の方策を講じます。必要戸数は、被害想定調査における全壊棟数を目安とします。
- 次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定します。
  - ① 応急仮設住宅の着工時期
  - ② 応急仮設住宅の入居基準
  - ③ 応急仮設住宅の管理
  - ④ 要配慮者に対する配慮

## 8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

### ① 平常時からの産業創出

#### 脆弱性評価

- 災害による産業への影響を最小限にするため、平常時より新たな企業の誘致や既存企業の育成を図り、地域産業の創出に努め、町の雇用機会を確保する必要があります。



#### リスク対応方策

- 工業団地への企業の誘致や既存企業の育成を推進し、平常時より地域産業の創出を支援するとともに、町の雇用機会の確保に努めます。

### 3 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と対応方策

松伏町が国土強靱化に向けて設定したリスクシナリオと各対応方策は、次のとおりです。

《リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と対応方策》

事前に備えるべき行動目標		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		対応方策（事業数※）
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	① 一般建築物の耐震化（1） ② 公共建築物の耐震化等（5） ③ 耐震化の周知（1） ④ 空家対策（1）
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	① 消防力等の充実強化（1） ② 建築物の不燃化等の促進 ③ 学校・事業所における防災教育
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	① 治水対策施設の整備（2） ② 災害情報の共有と町民への適切な提供 ③ 要配慮者の避難支援体制の整備（4） ④ 水害に関する知識の普及（1）
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	① 緊急輸送道路の整備（1） ② 食料・物資等の供給体制の整備（1） ③ 非常用電源や代替エネルギーの確保（1） ④ 給水体制の整備 ⑤ 災害時救援物資集積場所の確保 ⑥ 石油類燃料の調達・確保 ⑦ 家庭内備蓄の推進
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	① ヘリコプター臨時離着陸場の整備
		2-3	自衛隊、警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	① 防災用資機材の備蓄（1） ② 自主防災組織の充実強化（3） ③ 防災知識の普及（3） ④ 消防指令業務の広域化 ⑤ 消防力等の充実強化（再掲） ⑥ 学校・事業所における防災教育（再掲） ⑦ 防災訓練の実施
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	① 帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援（1） ② 食料・物資等の供給体制の整備（再掲）
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	① 傷病者搬送体制の整備 ② 初期医療体制の整備
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	① 下水処理施設の整備・維持管理（4） ② 感染症予防のための各種健（検）診や予防接種の推進（1）
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	① 指定避難所の整備（4） ② 要配慮者に配慮した避難環境の整備 ③ 避難所管理・運営マニュアルの作成

事前に備えるべき行動目標		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		対応方策 (事業数*)
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	① 地域防犯体制の充実
		3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	① 防災拠点の整備・強化 (8) ② 地域防災計画の推進 (1) ③ 公共建築物の耐震化等 (再掲) ④ 職員の危機対応・危機管理体制の強化 ⑤ 相互応援体制の構築 ⑥ 受援体制の整備
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	① 情報収集伝達体制の整備 (3) ② 情報通信設備の安全対策
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	① 災害情報の共有と町民への適切な提供 (再掲)
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	① 災害情報の共有と町民への適切な提供 (再掲) ② 要配慮者への情報伝達体制の整備
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	① 事業所等の防災体制の充実
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	① 非常用電源や代替エネルギーの確保 (再掲)
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	① 事業者による事前対策 ② 事業所等の防災体制の充実 (再掲)
		5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	① 道路施設の整備・耐震化 (4) ② 緊急輸送道路の整備 (再掲)
		5-5	食料等の安定供給の停滞	① 食料・物資等の供給体制の整備 (再掲) ② 物資・人員の輸送手段の確保 ③ 農業水利施設の整備及び老朽化対策 (1)
		5-6	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	① 給水体制の整備 (再掲)
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク (発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	① 非常用電源や代替エネルギーの確保 (再掲)
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	① 給水体制の整備 (再掲)
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	① 下水処理施設の整備・維持管理 (再掲)
		6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止	① 道路施設の整備・耐震化 (再掲)
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	① 下水処理施設の整備・維持管理 (再掲) ② 治水対策施設の整備 (再掲)

事前に備えるべき行動目標		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		対応方策（事業数*）
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	① 避難路の整備・確保（5） ② 延焼予防（2） ③ 空家対策（再掲） ④ 建築物の不燃化等の促進（再掲） ⑤ 自主防災組織の充実強化（再掲） ⑥ 消防力等の充実強化（再掲） ⑦ 消防指令業務の広域化（再掲）
		7-2	沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	① 一般建築物の耐震化（再掲） ② 公共建築物の耐震化等（再掲） ③ 緊急輸送道路の整備（再掲）
		7-3	調整池、防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生	① 下水処理施設の整備・維持管理（再掲） ② 治水対策施設の整備（再掲）
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	① 有害物質の流出対策の実施
		7-5	農地等の被害による国土の荒廃	① 農業水利施設の整備及び老朽化対策（再掲）
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	① 災害廃棄物の処理体制の整備（1）
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	① 産業を担う人材の育成・確保
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	① 農業水利施設の整備及び老朽化対策（再掲） ② 治水対策施設の整備（再掲）
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	① 文化財保護対策の推進（1） ② 自主防災組織の充実強化（再掲）
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	① 計画的な土地利用の促進（3） ② 仮設住宅の建設候補地の確保
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	① 平常時からの産業創出（1）

※各対応方策の事業は、別冊「アクションプラン編」を参照。

## 4 施策分野

施策分野は、リスクシナリオへの対策が、施策の分類ごとに適切に講じられているかを確認し、強靱化に資する施策・事業を設定し、また担当部署を明確化するために用いるものです。

本計画では、総合的な町政運営の指針となる松伏町第5次総合振興計画の7つの施策に基づき施策分野を設定しました。

### 《施策分野》

本計画施策分野	松伏町第5次総合振興計画施策分野
1. 子ども・健やか	大綱1 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり
2. 健康・生きがい	大綱2 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり
3. 町民主体の地域コミュニティ	大綱3 町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり
4. 活気あふれるにぎわい	大綱4 活気あふれるにぎわいのまちづくり
5. 利便性の高い快適空間	大綱5 利便性の高い快適空間のまちづくり
6. 安全・安心	大綱6 安全・安心な暮らしのできるまちづくり
7. 効率的で質の高い町政運営	大綱7 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり

5 リスクシナリオ・施策分野・対応方策の相関表（マトリクス）

事前に備えるべき行動目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	1.子ども・健やか	2.健康・生きがい	3.町民主体の地域コミュニティ	4.活気あふれるにぎわい	5.利便性の高い快適空間	6.安全・安心	7.効率的で質の高い町政運営
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	② 公共建築物の耐震化等	② 公共建築物の耐震化等	② 公共建築物の耐震化等	④ 空家対策	④ 空家対策	① 一般建築物の耐震化 ② 公共建築物の耐震化等 ③ 耐震化の周知 ④ 空家対策	
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生					② 建築物の不燃化等の促進	① 消防力の充実強化 ② 建築物の不燃化等の促進 ③ 学校・事業所における防災教育	
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	③ 要配慮者の避難支援体制の整備	③ 要配慮者の避難支援体制の整備				① 治水対策施設の整備	② 災害情報の共有と町民への適切な提供 ④ 水害に関する知識の普及
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止					① 緊急輸送道路の整備 ③ 非常用電源や代替エネルギーの確保 ④ 給水体制の整備	② 食料・物資等の供給体制の整備 ③ 非常用電源や代替エネルギーの確保 ④ 給水体制の整備 ⑤ 災害時救済物資集積場所の確保 ⑥ 石油類燃料の調達・確保 ⑦ 家庭内備蓄の推進	
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生					① ヘリコプター臨時離着陸場の整備		
	2-3 自衛隊、警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			② 自主防災組織の充実強化 ③ 防災知識の普及			① 防災用資機材の備蓄 ② 自主防災組織の充実強化 ③ 防災知識の普及 ④ 消防指令業務の広域化 ⑤ 消防力の充実強化（再掲） ⑥ 学校・事業所における防災教育（再掲） ⑦ 防災訓練の実施	
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱					① 帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援	① 帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援 ② 食料・物資等の供給体制の整備（再掲）	
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		① 傷病者搬送体制の整備 ② 初期医療体制の整備				① 傷病者搬送体制の整備 ② 初期医療体制の整備	
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		② 感染症予防のための各種健（検）診や予防接種の推進			① 下水処理施設の整備・維持管理	② 感染症予防のための各種健（検）診や予防接種の推進	
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	① 指定避難所の整備	① 指定避難所の整備 ② 要配慮者に配慮した避難環境の整備			① 指定避難所の整備	① 指定避難所の整備 ② 要配慮者に配慮した避難環境の整備 ③ 避難所管理・運営マニュアルの作成	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱						① 地域防犯体制の充実	
	3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	① 防災拠点の整備・強化 ③ 公共建築物の耐震化等（再掲）	③ 公共建築物の耐震化等（再掲）	① 防災拠点の整備・強化 ③ 公共建築物の耐震化等（再掲）		① 防災拠点の整備・強化	① 防災拠点の整備・強化 ② 地域防災計画の推進 ③ 公共建築物の耐震化等（再掲） ⑤ 相互応援体制の構築 ⑥ 受援体制の整備	① 防災拠点の整備・強化 ④ 職員の危機対応・危機管理体制の強化 ⑤ 相互応援体制の構築
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止					① 情報収集伝達体制の整備	① 情報収集伝達体制の整備 ② 情報通信設備の安全対策	② 情報通信設備の安全対策
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態						① 災害情報の共有と町民への適切な提供（再掲）	
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		② 要配慮者への情報伝達体制の整備				① 災害情報の共有と町民への適切な提供（再掲） ② 要配慮者への情報伝達体制の整備	

事前に備えるべき行動目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	1.子ども・健やか	2.健康・生きがい	3.町民主体の地域コミュニティ	4.活気あふれるにぎわい	5.利便性の高い快適空間	6.安全・安心	7.効率的で質の高い町政運営
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下				① 事業所等の防災体制の充実			
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響					① 非常用電源や代替エネルギーの確保 (再掲)	① 非常用電源や代替エネルギーの確保 (再掲)	
	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等				① 事業者による事前対策 ② 事業所等の防災体制の充実 (再掲)		① 事業者による事前対策	
	5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響					① 道路施設の整備・耐震化 ② 緊急輸送道路の整備 (再掲)	① 道路施設の整備・耐震化	
	5-5 食料等の安定供給の停滞				③ 農業水利施設の整備及び老朽化対策		① 食料・物資等の供給体制の整備 (再掲) ② 物資・人員の輸送手段の確保	
	5-6 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響					① 給水体制の整備 (再掲)	① 給水体制の整備 (再掲)	
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク (発電所、送配電設備) や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止					① 非常用電源や代替エネルギーの確保 (再掲)	① 非常用電源や代替エネルギーの確保 (再掲)	
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止					① 給水体制の整備 (再掲)	① 給水体制の整備 (再掲)	
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止					① 下水処理施設の整備・維持管理 (再掲)		
	6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止					① 道路施設の整備・耐震化 (再掲)	① 道路施設の整備・耐震化 (再掲)	
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全					① 下水処理施設の整備・維持管理 (再掲) ② 治水対策施設の整備 (再掲)		
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生			⑤ 自主防災組織の充実強化 (再掲)	③ 空家対策 (再掲)	① 避難経路の整備・確保 ② 延焼予防 ③ 空家対策 (再掲) ④ 建築物の不燃化等の促進 (再掲)	① 避難経路の整備・確保 ② 延焼予防 ③ 空家対策 (再掲) ④ 建築物の不燃化等の促進 (再掲) ⑤ 自主防災組織の充実強化 (再掲) ⑥ 消防力等の充実強化 (再掲) ⑦ 消防指令業務の広域化 (再掲)	
	7-2 沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	② 公共建築物の耐震化等 (再掲)	② 公共建築物の耐震化等 (再掲)	② 公共建築物の耐震化等 (再掲)		③ 緊急輸送道路の整備 (再掲)	① 一般建築物の耐震化 (再掲) ② 公共建築物の耐震化等 (再掲)	
	7-3 調整池、防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生					① 下水処理施設の整備・維持管理 (再掲) ② 治水対策施設の整備 (再掲)		
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃				① 有害物質の流出対策の実施			
	7-5 農地等の被害による国土の荒廃				① 農業水利施設の整備及び老朽化対策 (再掲)			
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態						① 災害廃棄物の処理体制の整備	
	8-2 復興を支える人材等 (専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等) の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態				① 産業を担う人材の育成・確保			
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態				① 農業水利施設の整備及び老朽化対策 (再掲)	② 治水対策施設の整備 (再掲)		
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失			① 文化財保護対策の推進 ② 自主防災組織の充実強化 (再掲)			② 自主防災組織の充実強化 (再掲)	
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態				② 仮設住宅の建設候補地の確保	① 計画的な土地利用の促進		
	8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響				① 平常時からの産業創出			



# 第5章 計画の推進と進捗管理

## 1 施策の重点化

限られた資源で効率的に強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて、重点化しながら進める必要があります。国基本計画においては、国土強靱化を実現するために重要なプログラムとして、45の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」のうち、15を重点化プログラムとして選定しています。本計画においても、国基本計画を参考にし、以下の13のリスクシナリオを重点化プログラムとして選定しました。

《重点化プログラム（灰色）》

事前に備えるべき行動目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
		5-6	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

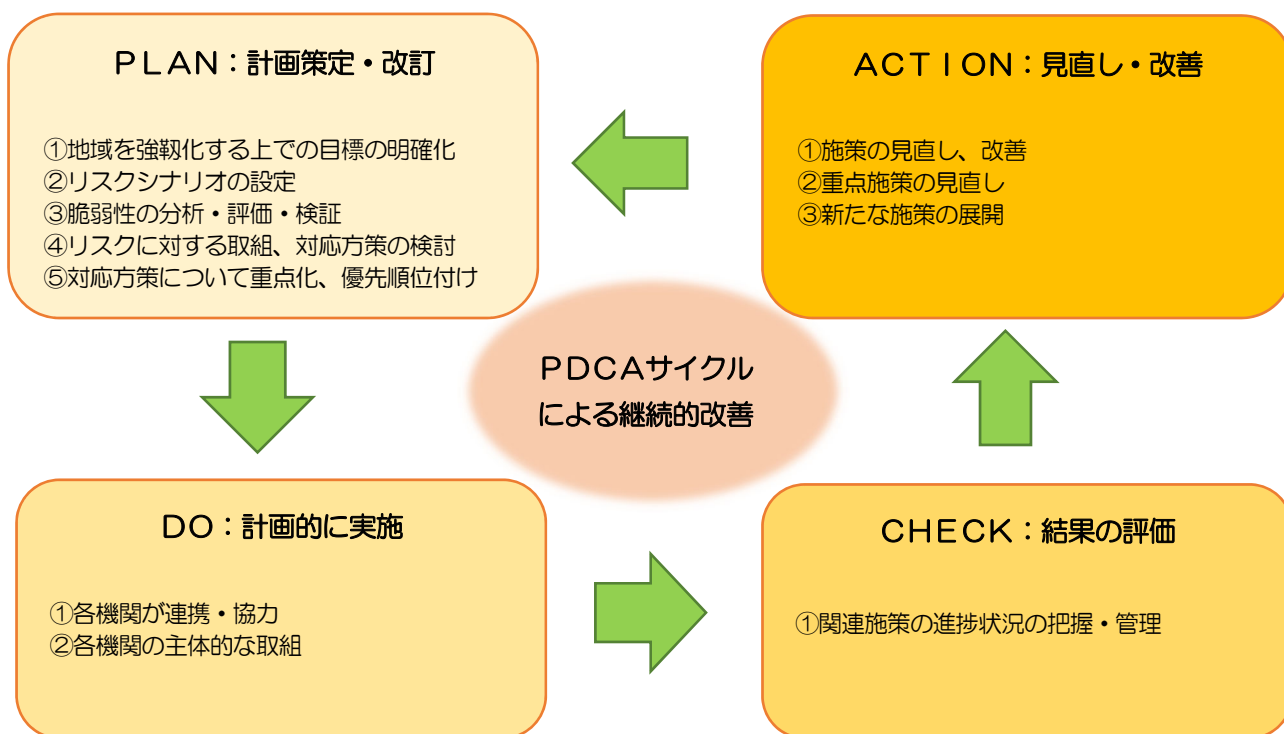
事前に備えるべき行動目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	調整池、防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-5	農地等の被害による国土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

## 2 計画の推進と見直し

限られた資源で効率的・効果的に強靱化の取組を進めるためには、施策の優先度を考慮しながら進める必要があります。本計画に位置付ける個別の施策の推進は、基本目標を踏まえ、それぞれ関連付けられる計画に基づき、優先度を考慮し進める予定です。

個別施策の進捗管理については、基本的にはそれぞれ関連付けられる個別計画において、進捗管理、評価等（PDCA サイクル）を実施し、本計画については、今後の社会経済情勢等の変化や国、県の国土強靱化施策の推進状況等を勘案して、必要に応じて見直しを行います。また、強靱化に関連する他の計画を見直す際には、本計画との整合性について留意しながら行います。

なお、本計画の施策の推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた「誰一人取り残すことのない持続可能な世界を2030年までに実現する」という持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえて進めていきます。



《PDCA サイクルによる本計画の推進と見直し》



---

## 松伏町国土強靱化地域計画【基本計画編】

令和4年3月発行

松伏町 総務課 庶務防災担当 048-991-1893・1895

企画財政課 総合政策担当 048-991-1818

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏 2424 番地

---

